

**本社及び柏崎刈羽原子力発電所における
核物質防護秘密の不適切な取扱いに関わる
改善措置報告書（概要）**

2026年4月6日

東京電力ホールディングス株式会社

TEPCO

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1. 事案の状況、改善措置報告書の概要 | ・・・ 2スライド |
| 2. 事実関係 | ・・・ 3～5スライド |
| 3. 応急対策 | ・・・ 6スライド |
| 4. 調査結果 | ・・・ 7スライド |
| 5. 根本原因分析 | ・・・ 8スライド |
| 6. 改善措置計画と実施状況 | ・・・ 9スライド |
| （参考）パフォーマンス上の問題点 | ・・・ 10スライド |

1. 事象の状況、改善措置報告書の概要

- 特定の社員1名（社員A）による「核物質防護秘密の不適切な取扱い」事案を4件確認し、原子力規制庁に報告
- 2026年3月4日の原子力規制委員会にて、重要度「白」及び深刻度「SL Ⅲ」と評価、対応区分を「第1区分」から「第2区分」への変更に伴い、2026年4月6日までに改善措置計画等を報告することを求める通知を受領
- 本日（4月6日）、原子力規制委員会に改善措置報告書を取りまとめ提出

改善措置報告書の概要

1. 事実関係

- 事案①：2020年11月～12月頃、原子力規制委員会作成の核物質防護秘密が含まれる文書（当該文書A）を社員Aが情報保護区域から持ち出し、複写し、自席にて保管。その後、最新版への差し替えを行って自席にて保管。
- 事案②：2025年2月、社員Aが情報保護区域内で、当該文書Aをスマートフォンで撮影し、持ち出し。
- 事案③・④：2023年11月、社員Aは行政機関への説明に際し、柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる文書（当該文書B）を電子データ化し、共用フォルダへの保存(事案③)と個人貸与パソコンのローカルフォルダへの保存(事案④)。

2. 事案に関する調査結果

- 社員Aの送付メール内容は、核物質防護秘密に該当しないこと、事案③、④による核物質防護秘密の電子データの外部への漏えいは確認されなかったことから、核物質防護秘密の外部への漏えいはなかったと判断。
また、核物質防護秘密を漏らすことを目的とするような悪意によるものではないことを確認。

3. 根本原因と改善措置計画

- 根本原因：ルール遵守の意識が薄かったこと。物理的には核物質防護秘密を1人で情報保護区域から持ち出すことが可能であったこと。核物質防護秘密の情報を業務で使用しづらい執務環境。事案発生当初は核セキュリティ部門の要員が不足。
- 対策：核物質防護秘密アクセスに対する2人ルールの物理的な制限、監視カメラ映像の定期的な確認、核物質防護秘密を取り扱う場合の情報保護区域への持ち込み物品の相互確認、情報保護区域の執務環境改善、情報管理責任者研修の実施。

2. 事実関係 事案①：当該文書A（紙媒体）

- 2020年11～12月頃 本社一般職であった社員Aは、情報保護区域内に保管されていた当該文書Aを情報管理責任者の許可を得ず複写し、情報保護区域外の執務室自席の施錠された引き出し内に保管
- 2021年4月 社員Aは柏崎刈羽原子力発電所の核セキュリティ部門に管理職として異動。当該文書Aの写しを持参
- 2024年3月頃 柏崎刈羽原子力発電所の情報管理責任者であった社員Aは情報保護区域内に保管されている当該文書Aを複写したが、登録台帳への記載は行わず、情報保護区域外に持ち出し、執務室自席で保管。
また、本社から持参した当該文書Aの旧版はシュレッダーにて処分
- 2024年7月 社員Aは柏崎刈羽原子力発電所から本社に異動。当該文書Aの写しを持参し、執務室自席に保管
- 2025年6月12日 社員Aが当該文書Aを情報保護区域外で保管している状態を確認

<社員Aによる当該文書A（紙媒体）に関する状況>

	本社		東京	新潟	柏崎刈羽原子力発電所	
	情報保護区域	自席	自宅	アパート	自席	情報保護区域
2020年 11月～12月頃	当該文書A	当該文書A				
2021年 3月29日		当該文書A	当該文書A			
2021年 3月30日			当該文書A	当該文書A		
2021年 4月1日				当該文書A	当該文書A	
2024年 3月					当該文書A	当該文書A
2024年 6月30日			当該文書A		当該文書A	
2024年 7月1日		当該文書A	当該文書A			
2025年 6月12日						

2020年11月～12月頃：本社情報保護区域から自席へ「持ち出し」され、「当該文書A」が保管される。

2021年3月29日：本社自席の「当該文書A」が東京自宅へ「バッグに入れて運搬」され、「当該文書A」が保管される。

2021年3月30日：東京自宅の「当該文書A」が新潟アパートへ「バッグに入れて運搬」され、「当該文書A」が保管される。

2021年4月1日：新潟アパートの「当該文書A」が柏崎刈羽原子力発電所自席へ「バッグに入れて運搬」され、「当該文書A」が保管される。

2024年3月頃：柏崎刈羽原子力発電所自席の「当該文書A」が本社情報保護区域へ「持ち出し」され、「当該文書A」が複写される。

2024年6月30日：柏崎刈羽原子力発電所自席の「当該文書A」が東京自宅へ「バッグに入れて運搬」され、「当該文書A」が保管される。

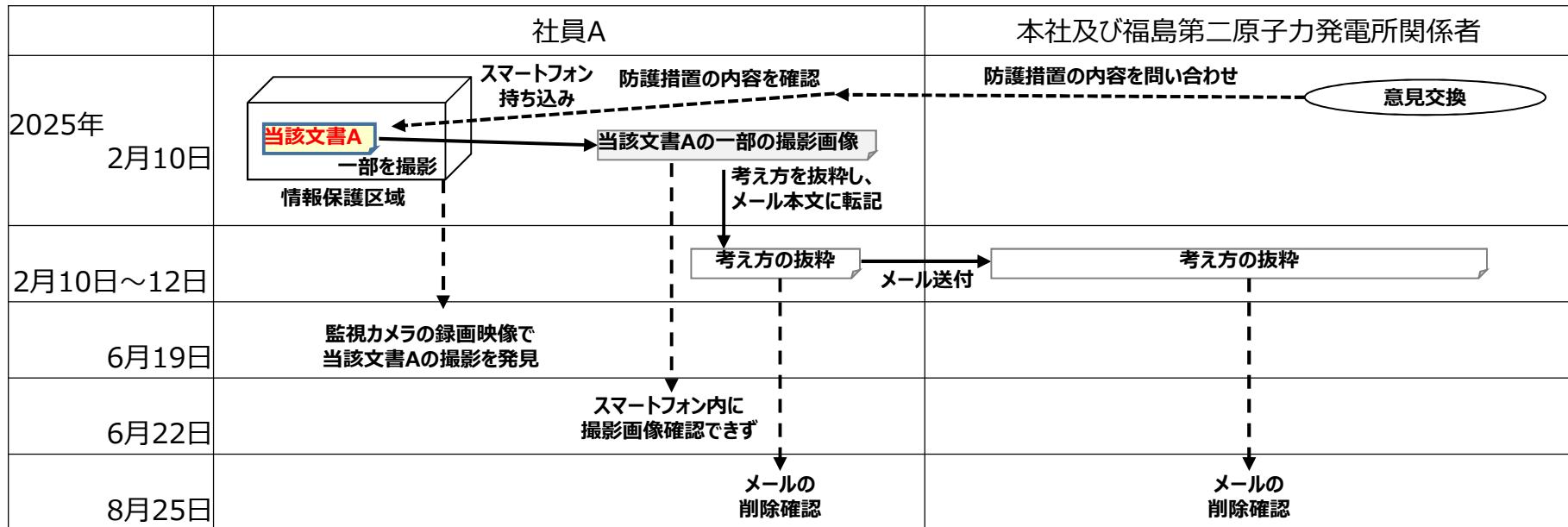
2024年7月1日：東京自宅の「当該文書A」が本社自席へ「バッグに入れて運搬」され、「当該文書A」が保管される。

2025年6月12日：本社自席の「当該文書A」が発見される。

2. 事実関係 事案②：当該文書A（撮影）

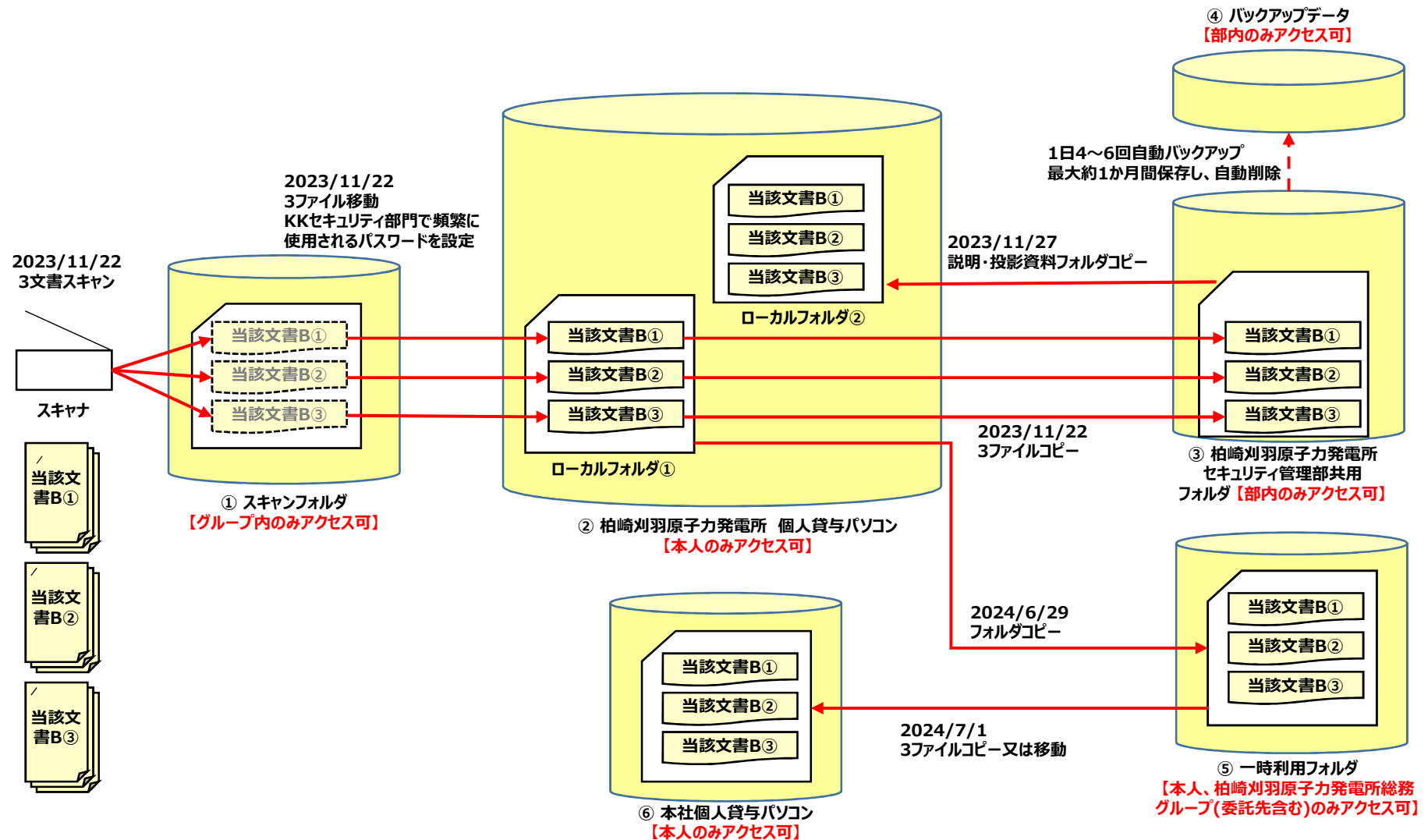
- 2025年2月、社員Aは1名で情報保護区域内に入り、当該文書Aを個人貸与のスマートフォンで撮影
- 個人貸与のスマートフォンで撮影した目的は、福島第二原子力発電所の防護措置をめぐる意見交換の中で、本社及び同発電所の関係者16名に共有したものであり、その防護措置の内容を確認するため、当該文書Aの一部を撮影。
このため、撮影した画像そのものを送付する必要が無かったことから、核物質防護秘密に該当しないように考え方のみを抜粋してメール本文に転記し、関係者に送付したもの
- 2025年6月、個人貸与のスマートフォンの内部のデータを検索したが、撮影した画像は残っていなかった
メール本文に転記した後に撮影画像を削除したかどうかについては、社員Aは記憶していなかった

<社員Aによる当該文書A（撮影）に関する状況>



2. 事実関係 当該文書B 事案③ 共用フォルダ、事案④ 個人貸与パソコン

- 2023年11月、柏崎刈羽原子力発電所において行政機関への説明の際、当該文書Bをスキャナで電子データ化し、共用フォルダと個人貸与パソコンのローカルフォルダに保存
- 共用フォルダ保存時、セキュリティ部門で頻繁に使用されるパスワードを設定
- 個人貸与パソコンには、個人パスワードがかかっており、本人のみアクセス可能



3. 応急対策

- 本事案で確認された核物質防護秘密については、安全な場所に退避させ、単独で取り扱えない仕組み等を整備し、脆弱性を解消済み

No.	応急対策項目
1	社員Aが所持していた当該文書Aを没収し、情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納
2	社員Aを本社情報管理責任者の指定を解除
3	情報保護区域内で核物質防護秘密を取り扱う場合並びに核物質防護秘密を情報保護区域外に持ち出す場合又は授受・運搬する場合は、2名以上でお互いが監視できる状態とすることをルール化
4	再複写が困難な特殊用紙（再複写すると、黒く塗りつぶされて印刷されるもの）に当該文書Aの使用頻度の高い箇所を必要な部数を複写
5	社員Aが本社及び福島第二原子力発電所の関係者16名に送付したメールの内容は、核物質防護秘密に該当しないものと判断しているが、念のためメールを削除
6	共用フォルダに保存されていた核物質防護秘密の電子データのパスワードを、セキュリティ部門で汎用的に使用されるパスワードから、現在の柏崎刈羽原子力発電所情報管理責任者の1名のみが知るパスワードへ変更
7	共用フォルダからの当該当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、柏崎刈羽原子力発電所情報保護区域内の鍵付き保管庫に収納し、共用フォルダから当該電子データを削除
8	社員Aの個人貸与パソコンローカルフォルダ内で発見した当該文書Bの電子データを外部記憶媒体に複写したうえで、本社情報保護区域内の社員Aが取り扱うことのできない鍵付き保管庫に収納し、個人貸与パソコンローカルフォルダから当該電子データを削除

4. 調査結果

- 社員Aの送付メールは、核物質防護秘密に該当しないこと、事案③、④による核物質防護秘密の電子データの外部への漏えいは確認されなかったことから、核物質防護秘密の外部への漏えいはなかったと判断。
また、核物質防護秘密を漏らすことを目的とするような悪意によるものではないことを確認

No.	調査事項	調査結果
1	事案①と同様の事案が発生していないことの調査	社員A以外による当該核物質防護秘密の不適切な取扱いは確認されなかった
2	本社情報保護区域内録画映像の確認	社員Aが個人貸与のスマートフォンで撮影した以外には、不正行為（無許可持出し、撮影）は確認されなかった
3	社員Aの送信メール調査	核物質防護秘密の漏えいは確認されなかった
4	社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認	社員Aの個人管理什器内に他に核物質防護秘密が保管されていないことを確認
5	社員Aのアクセス範囲のフォルダ内に他に核物質防護秘密が保管されていないことの確認	社員Aがアクセスできるフォルダ内に他に核物質防護秘密に該当する電子データが保管されていないことを確認
6	共用フォルダアクセス可能人数の調査	共用フォルダの当該電子データへのアクセス可能人数386名
7	共用フォルダに保管されていた核物質防護秘密の電子データのアクセスログの確認	社員A以外に6名が当該電子データにアクセス（ファイルの閲覧）したことを確認。6名に聞き取りを行った結果、いずれも当該電子データを閲覧したのみで、別の場所への複製、メールへの添付、印刷、画面の撮影等の不正行為を行っていないことを確認
8	2023年11月の行政機関への説明の同席者への聞き取り	同席者に確認したところ、行政機関への説明の際に当該文書Bは投影されなかったものと推定
9	個人貸与パソコンから核物質防護秘密が漏えいしていないことの確認	個人貸与パソコンは委託先に保管されていた時期があるが、いずれも核物質防護秘密の漏えいは無いと判断

5. 根本原因分析

■ 根本原因分析を行い、社員Aのルール遵守の意識が薄かったという直接原因に加え、他人の監視がなければ核物質防護秘密を持ち出せたこと、情報保護区域内でしか閲覧できないこと、核物質防護秘密を拠り所とする社内外からの問い合わせが頻繁に発生し、他に精通している人がいなかったことなどが背景要因にあったことを確認

事案①：当該文書A（紙媒体）に関する背景要因分析



6. 改善措置計画と実施状況

- 根本原因分析の結果を踏まえ、以下5点の再発防止対策を実施中
- 加えて、核物質防護業務に関わる要員の意識醸成・向上に継続して取り組むとともに、情報保護区域の核物質防護秘密を業務で使用しやすいよう、規制要件を満足しつつ執務環境を改善する方策を検討し、一過性にならない対策に取り組んでいく

	再発防止対策	実施状況
対策Ⅰ	<p><核物質防護秘密アクセスに対する2人ルールの物理的な制限> 核物質防護秘密にアクセスするためには、情報管理責任者といえども一人では行えないよう、物理鍵又は生体認証装置を多重化する等の方法により、複数の人の操作を必要とする物理的対策を講じる。</p>	<p>本社：2025年8月26日完了 柏崎刈羽原子力発電所：2025年8月25日完了</p>
対策Ⅱ	<p><監視カメラ映像の定期的な確認> 核物質防護秘密の鍵を貸し出した時の監視カメラ録画映像の定期的な確認の運用</p>	<p>本社：2025年7月14日完了。 継続的に監視カメラ録画映像を確認中 柏崎刈羽原子力発電所：2025年8月5日に録画機能を有するカメラを暫定的に設置済み。定期的な確認を実施予定（2026年4月中に開始予定）</p>
対策Ⅲ	<p><核物質防護秘密を取り扱う場合の情報保護区域への持ち込み物品の相互確認> 情報保護区域で核物質防護秘密を取り扱う場合は、持ち込み物品の相互確認（ピアチェック）の実施</p>	<p>本社、柏崎刈羽原子力発電所：2025年9月9日完了</p>
対策Ⅳ	<p><核物質防護秘密を取り扱う執務環境の改善> 核物質防護秘密を取り扱うことのできる情報保護区域内で、2人ルールを確保しつつも、個人貸与パソコンの持ち込みによる問い合わせ対応や資料作成が行える執務環境となるよう改善</p>	<p>本社：現状でも情報保護区域内で執務可能であるため、対策済み 柏崎刈羽原子力発電所：現在の情報保護区域の拡張を整備する（2026年12月末完了目標）</p>
対策Ⅴ	<p><情報管理責任者等に対する研修の実施> 核物質防護業務従事者のうち、情報管理に関する第一人者である本社及び各発電所の情報管理責任者が参加する研修を毎年開催し、経営層に近い原子力リーダー※の立場から情報管理責任者への期待事項を伝達するとともに、情報管理の課題解決に向けた討議を実施</p>	<p>研修計画は策定済み。（2026年4月実施予定）</p>

※ 原子力リーダー：社長、原子力・立地本部長、福島第一廃炉推進カンパニープレジデント、本社原子力部門部長及び原子力発電所長等をいう

(参考) パフォーマンス上の問題点

- 核物質防護の情報管理に関する要求事項 A～Dについて、いずれも手順に依らない行為であり、不適合と判断

	情報管理に関する要求事項	要求事項に対する適合性
要件 A	<p>情報管理責任者は、核物質防護秘密の複写を禁止とする。複写が必要となった際は複写の必要性を確認の上、情報管理責任者が許可をする。複写にあたっては複写台帳を作成し、これを管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事案①の1回目の核物質防護秘密の複写については、社員Aは情報管理責任者に指定されておらず、情報管理責任者の許可を取らずに複写及び持ち出し。複写台帳及び持出台帳の記載も行っていない。また、当該文書Aを情報保護区域外の自席の引き出しで保管。 ➢ 事案①の2回目の核物質防護秘密の複写については、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。また、当該文書Aを情報保護区域外の自席の引き出しで保管。 ➢ 事案②の核物質防護秘密の撮影については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。また、当該文書Aの一部を撮影したスマートフォンを情報保護区域外で保管。 ➢ 事案③の核物質防護秘密をスキャナで電子データ化した行為については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。 ➢ 事案④の核物質防護秘密の電子データ化を個人貸与パソコンのローカルフォルダに複製した行為については、複写及び持ち出しと同等の行為であり、社員Aは情報管理責任者に指定されていたため、自身の許可により複写及び持ち出しを行うことができたが、複写台帳及び持出台帳の記載は行っていない。
要件 B	<p>情報管理責任者は、核物質防護秘密は情報保護区域外、管理情報は発電所外へ持ち出させない。持ち出しが必要な場合には、その必要性を確認の上、情報管理責任者が許可をする。持ち出しにあたっては持出台帳を作成し、これを管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事案②では、情報保護区域外の個人貸与のスマートフォン内に当該文書Aの一部の撮影画像が保存されており、社外ネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていない。 ➢ 事案③では、核物質防護秘密をスキャンした電子データが情報保護区域外の社内ネットワークに接続された共用フォルダに保存。 ➢ 事案④では、情報保護区域外の個人貸与パソコンのローカルフォルダに核物質防護秘密の電子データを複製したもので、社内外のネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていない。
要件 C	<p>情報管理責任者は、核物質防護秘密について情報保護区域内の鍵のかかる保管庫に保管する。</p>	
要件 D	<p>核物質防護秘密を取り扱う端末は、情報保護区域内に設置し、外部とのネットワークを遮断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事案②では、情報保護区域外の個人貸与のスマートフォン内に当該文書Aの一部の撮影画像が保存されており、社外ネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていない。 ➢ 事案③では、核物質防護秘密をスキャンした電子データが情報保護区域外の社内ネットワークに接続された共用フォルダに保存。 ➢ 事案④では、情報保護区域外の個人貸与パソコンのローカルフォルダに核物質防護秘密の電子データを複製したもので、社内外のネットワークから直接アクセスされることは考えにくいものの、外部のネットワークから遮断された状態にはなっていない。